

京都大学	博士 (経済学)	氏名	瀬野 陸見
論文題目	包摂と排除の公的医療保険 ——皆保険体制における排除を巡って——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、社会的排除を「制度から漏れること」と位置づけ、その上で現実の社会政策において、「漏れ」への対応をどう考えてきたのか、ないしどのように乗り越えてきたのか、ということ論じる。いわゆる社会的排除という概念は、特に日本においては貧困の概念として扱われてきたという歴史があるものの、その本質は単に貧困の話に留まらず、社会や各制度において「内と外」に分けられることに意味がある。その観点からその具体的な分析対象として国民健康保険を中心とした公的医療保険、すなわち皆保険体制を取り上げる。皆保険体制とは長期滞在外国人も含めた、全ての国民を何らかの公的医療保険に属させるものであるが、強制的な包摂の仕組みであるにもかかわらず、現実には何かしらの漏れが存在している。また歴史的にはその包摂は多数の公的医療保険制度を並立させることによって実現されたものである。章ごとの内容は以下のとおりである。</p> <p>まず序章で、本論文全体の分析対象と分析視角を明示する。第Ⅰ章では、社会的排除概念に関する先行研究としてフランスとイギリスの議論を踏まえ、貧困論や社会的剥奪などの関係について考察したうえで、独自の社会的排除概念を提示する。具体的に言えば、「社会的排除」とは動的なあり方であり、「状態」ではなく「プロセス」であるとする。つまり、具体的な特定の状態をしめすものではないとする。</p> <p>こうした観点に立ったうえで、第Ⅱ章では、健康保険や公務員共済などの職域保険に該当しない人々、つまり職域保険の「残余部分」すべてを国民健康保険で引き受けるという皆保険体制がいかなる歴史的経緯から成立したのかを当時の官僚の証言集を元にしながら、普遍性と安定性という概念を用いて論じる。</p> <p>第Ⅲ章は、これまであまり論じられてこなかった国民健康保険組合（いわゆる国保組合）と共済保険について、なぜ皆保険体制の下で存続しつづけているのか、その政策的意義について検討をおこない、それが多様な就業者集団の権利の保持をめぐる闘争と政府との妥協点として存在してきたことを示す。それは、組合健康保険制度と市町村国民健康保険制度の隙間を埋めるものである。</p> <p>第Ⅳ章は、現代における排除の問題といえる、国民健康保険の「資格証明書」の問題について、生活保護制度との関わりを含めて論じる。社会保険制度である以上「保険料の納付」がサービス提供の前提である。しかし、現実には保険料を納付しない・できない人は少なくない。こうした人々を包摂するしくみが「短期被保険者証」や「資格証明書」の交付である。それらの制度的建前と実際の運用について、さらに生活保護の1つである「医療扶助」との差異についても検討することで、皆保険体制と医療扶助との境目と資格証明書の存在意義について論じる。</p> <p>第Ⅴ章では、皆保険体制における排除を避けるための具体策として、保険料の減免・軽減対策について注目し、その現状を論じたうえで、排除を防ぐためにどのような減免・軽減策が考えられるかを述べる。</p> <p>最後に、おわりに、ではこれまでの分析を踏まえて、皆保険体制が今後どのような展開をしていくか、またどう展開するべきかについてまとめる。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、社会的排除と包摂という社会政策上の基本的な観点から、わが国の公的医療保険制度の意義について理論的歴史的に検討した研究である。

本論文において評価すべき点は、主に以下の4点である。

第1に、社会的排除という概念について、これまでにない明確な定義を与えたことである。社会的排除と社会的包摂の概念は、フランスやイギリスをはじめとして、移民問題だけでなく、広く社会問題を扱うときの政策的観点から論じられることが多く、いわば便利な言葉として使用されている。そのため、その概念はしばしば多義的である。そうした事情は、わが国でも変わらない。それに対して、瀬野氏は「社会的排除」概念を「状態」ではなく、「理想とされる状態」から「現実」を見た場合の「プロセス」として把握する。これは、裏返せば「現実」を「理想」に近づけるプロセスを「社会的包摂」と捉えているともいえよう。これによって、社会的排除と社会的包摂の関係、あるいは社会的排除・包摂論と政策論との関係が明確になったと言えよう。

第2に、わが国の国民健康保険制度の成立過程を、制度の普遍性と安定性という観点から歴史的に分析したことである。社会的包摂の具体化としての皆保険制度における普遍性、つまり「職域保険の残余部分の引き受け」は、制度的な「安定性」を脅かす。健康保険や公務員共済などの職域保険に該当しない人々すべてを国民健康保険で引き受けるとする皆保険体制がいかなる歴史的経緯から成立したのかは、これまで必ずしも明らかではなかった。この点を明らかにしたことは重要な功績である。

第3に、多様な公的医療保険制度の並立の歴史をたどることによって、それらの存在理由と皆保険体制における意味を明らかにしたことである。そもそも、わが国の公的医療保険制度は実に複雑であり、国民に対して多様な社会保険制度を並立させることによって、国民皆保険制度が維持されている。こうした多数派とは言えない各種制度を正しく理解することは、公的医療保険制度を全体として把握するうえで重要である。ところが、この皆保険体制について、なぜこのような複雑な体制が作られ、かつ現在まで維持されてきたのか、その理由が検討されたことはほとんどなかった。本論文は、その根拠を政治的・労働運動的観点から説得的に説明することに成功している。とくに、国保組合や共済制度の存在についてはそうである。

第4に、皆保険体制における境目の問題を取り扱い、社会保障制度における防貧機能と救貧機能の境界線を問い、現代の社会保障制度における防貧機能をいかにして持続させるべきか、政策の方向性を示した点である。とくに、生活保護制度の中核的な制度である「医療扶助」と国民健康保険制度における「短期被保険者証」や「資格証明書」との関係、あるいは、国民健康保険における軽減・減免措置との関係について検討したことは重要である。

もちろん、本論文にまったく問題がないわけではない。第1に、皆保険体制の普遍性と安定性について、何ををもって「普遍的」とし、何ををもって「安定的」とあるとするのかという点について、日本の現状に制度についての説明はあるものの、社会保険制度の普遍性と安定性に関する一般的な判断基準を示していないことにやや不満が残る。

第2に、第Ⅲ章で、医療保険制度の隙間を埋める存在として、わが国の公的医療保険制度のなかで言及されることがほとんどない、国民健康保険組合、いわゆる国保組合と、共済組合とを取り上げたのは大変興味深い。国保組合が、被用者保険と非被用者保険との境目を埋めるという意義をもつものに対して、共済組合

の方は、純粹に被用者保険として、他の被用者保険とは別に發達してきたという意義の違いがあるのに、第Ⅲ章の小括で、その点があまり明確にされないまま、今後の展望が述べられているのは、この章で、歴史的経緯の豊富な記述によって、隙間に位置するこれらの制度の特徴をあらためて認識させてくれただけに、やや惜しまれる。

このような問題点はあるものの、これらの点について、筆者自身十分自覚しており、本論文の学術的貢献をいささかも傷つけるものでは無い。

よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年2月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。